

株式分割に関する取締役会決議公告

平成18年9月15日

株主各位

東京都中野区中央二丁目9番1号
健康コーポレーション株式会社
代表取締役社長 瀬戸 健

平成18年9月11日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成18年10月1日（日曜日）付をもって、次のとおり普通株式1株を5株に分割する。
 - 分割により増加する株式数
普通株式とし、平成18年9月30日（土曜日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成18年9月29日（金曜日））最終の発行済株式総数に4を乗じた株式数とする。
 - 分割の方法
平成18年9月30日（土曜日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成18年9月29日（金曜日））を基準日として同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき5株の割合をもって分割する。
- 発行可能株式総数の増加
会社法第184条第2項の規定に基づき、平成18年10月1日（日曜日）付をもって当社定款を変更し、当社の発行可能株式総数を864,000株増加して、1,080,000株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

- 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
- 証券保管振替制度をご利用の場合は、実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成18年10月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになります。
- 株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成18年11月20日にお届出ご住所にお送り申し上げます。証券保管振替制度をご利用でない場合、株式の分割後の株券がお手元に到達するまでの間は、当該株式の売却はできませんのでご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の場合には、平成18年10月2日から売却が可能になります。ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせ下さい。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で証券株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。
なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(連絡先) 〒171-8508 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

同取次所 電話 0120-707-696 (フリーダイヤル)
三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店